

議案第 8 3 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 0 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

記

平成 2 0 年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）

専 決 処 分 書

平成20年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成20年5月26日

さいたま市長 相 川 宗 一

平成20年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,125,002千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,335,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		4,629,711	166,421	4,796,132
	1 支払基金交付金	4,629,711	166,421	4,796,132
2 国庫支出金		2,353,812	958,581	3,312,393
	1 国庫負担金	2,353,812	958,581	3,312,393
歳 入 合 計		8,210,000	1,125,002	9,335,002

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		2	6,470	6,472
	1 償還金	2	6,470	6,472
5 繰上充用金		0	1,118,532	1,118,532
	1 繰上充用金	0	1,118,532	1,118,532
歳 出 合 計		8,210,000	1,125,002	9,335,002